

# 2022年 第2回一橋大本番レベル模試 世界史

全3問 120分 150点満点

## I (50点)

### 採点基準

問1 (基準の合計36点→20点満点)

〔教会改革運動①〕 聖職者(教会)が墮落/腐敗した 4点

- 聖職売買や聖職者の妻帯など具体例を挙げても可
- 「改革運動では教会の墮落が批判された」などの記述も可

〔教会改革運動②〕 クリュニー修道院が改革運動を行った 2点

〔教会改革運動③〕 グレゴリウス7世が改革を主導した 2点

〔教会改革運動④〕 (改革により) 聖職売買/聖職者の妻帯が禁止された 2点

〔教会改革運動⑤〕 世俗権力による聖職者の叙任を禁止した 4点

- 聖職叙任権を教皇の手に取り戻そうとしたことが読み取れば可

〔叙任権闘争の経緯①〕 (叙任権の剥奪に) ハインリヒ4世が反発した 2点

- 教皇とハインリヒ4世が対立したことがわかれば可(例:「教皇とハインリヒ4世は叙任権を巡り争った」)
- 以下,「教皇」と「ドイツ王」に人名(「グレゴリウス7世」と「ハインリヒ4世」)を充てても可
- 「ドイツ王」は「(神聖ローマ) 皇帝」でも可

〔叙任権闘争の経緯②〕 教皇はドイツ王を破門した 2点

〔叙任権闘争の経緯③〕 (破門に対して) ドイツ王は諸侯の離反を恐れた 2点

- 諸侯が反乱を起こす懸念があったことが読み取れる記述であれば可

〔叙任権闘争の経緯④〕 ドイツ王は教皇に謝罪した/カノッサの屈辱(カノッサ事件)が起こった 2点

〔叙任権闘争の帰結①〕 ヴォルムス協約が成立した 4点

〔叙任権闘争の帰結②〕 政教分離の妥協が成立した/教皇権が強化された/皇帝権が弱体化した 2点

〔叙任権闘争の帰結③〕 皇帝は聖職叙任権を失った/教皇が聖職叙任権を握った 4点

〔叙任権闘争の帰結④〕 皇帝は封土授与の権利を保持した 4点

- 「封土」を「土地」などと言い換えても可

問2 (基準の合計10点→10点満点)

\* 名称（基準の合計 2 点→2 点）

〔和議の名称〕アウクスブルクの（宗教）和議 2 点

\* 内容（基準の合計 14 点→8 点）

〔和議の内容①〕ルター派が公認された 2 点

- 「プロテスタント」は不可

〔和議の内容②〕諸侯は宗派を選ぶことができるようになった 4 点

- ①と内容が重なる場合は両方加点する（例：「諸侯はルター派とカトリックのいずれかを選ぶことができた」）

〔和議の内容③〕領民（個人）に信仰の自由はなかった／領民は領主の宗派に従った 2 点

〔和議の内容④〕カルヴァン派は認められなかった 2 点

〔和議の内容⑤〕ルター派の領邦では領邦教会制が定着した／諸侯が領邦内の教会を支配した 4 点

- 「ルター派」という表現がなければ 2 点のみ

問 3（基準の合計 22 点→20 点満点）

\* 政治上の意義（基準の合計 20 点→14 点）

〔政治上の意義①〕ハプスブルク家に対してフランスが優位に立った 2 点

〔政治上の意義②〕フランスはアルザス（・ロレーヌの一部）／ライン川左岸（の一部）を獲得した 2 点

〔政治上の意義③〕スウェーデンは西ポンメルン／北ドイツの一部を獲得した 2 点

〔政治上の意義④〕スウェーデンはバルト海の制海権を握った／バルト帝国が成立した／北欧の大国となった 2 点

〔政治上の意義⑤〕スイス／オランダの独立が国際的に承認された 2 点

〔政治上の意義⑥〕（神聖ローマ）帝国内の領邦が主権を持つことが認められた 2 点

〔政治上の意義⑦〕主権国家体制が確立した 4 点

〔政治上の意義⑧〕神聖ローマ帝国は有名無実化した／事実上解体した 4 点

\* 宗教上の意義（基準の合計 8 点→8 点）

〔宗教上の意義①〕宗教戦争が終結した 2 点

〔宗教上の意義②〕アウクスブルクの和議が再確認された 2 点

〔宗教上の意義③〕カルヴァン派が公認された 4 点

## Ⅱ (50点)

### 採点基準

(基準の合計 78 点→50 点満点)

\* 七月王政と二月革命

〔七月王政①〕七月王政／ルイ＝フィリップの治世下では制限選挙が実施されていた 2点

- ・ 「極少数のみが投票を行えた」「民衆の多くは投票できなかった」といった表現も可

〔七月王政②〕高額納税者のみが投票できた 2点

〔七月王政③〕(七月王政では)大資本家／銀行資本家／上層ブルジョワが政治を独占した 2点

〔選挙法改正運動①〕飢饉／恐慌／社会不安が選挙法改正運動のきっかけとなった 2点

〔選挙法改正運動②〕中小資本家／労働者／農民が普通選挙を要求した／選挙法改正運動を起こした 4点

- ・ 選挙法に対する不満がうかがえる記述であれば幅広い表現を許容
- ・ 「中小資本家」は「小ブルジョワ」でも可
- ・ 運動の主体が明確でない場合(「民衆」など)は2点のみ

〔選挙法改正運動③〕(運動の一環として)改革宴会が開催された 2点

- ・ 「改革宴会」の語が正しく使われていれば幅広い文脈で加点

〔選挙法改正運動④〕ギゾー政権が選挙法改正運動／改革宴会を弾圧した 4点

- ・ 弾圧の主体が明示されていない場合2点のみ

〔二月革命①〕二月革命が勃発した 2点

〔二月革命②〕七月王政が打倒された／臨時政府が樹立された／第二共和政が成立した 2点

\* 二月革命から六月蜂起へ

〔臨時政府①〕臨時政府は穏健共和派／自由主義者が主体だった 2点

- ・ 前者については「穏健」というニュアンスがなければ不可

〔臨時政府②〕臨時政府には社会主義者も参加した 2点

〔臨時政府③〕(②の具体例)ルイ＝ブランが臨時政府に参加した 2点

〔臨時政府④〕臨時政府は男性普通選挙を採用した 4点

- ・ 選挙権が男性だけに与えられたことを指摘せず「普通選挙」とした場合は2点のみ

〔臨時政府⑤〕臨時政府は国立作業場を開設した 2点

〔臨時政府⑥〕臨時政府は自由権／社会権を保障した 2点

〔臨時政府⑦〕臨時政府はリュクサンブール委員会を設置した 2点

- ・ ①～⑦については「臨時政府」の語が答案内で一度でも適切に使われていれば主語がなくても可

〔四月普通選挙①〕(四月普通)選挙で社会主義者は大敗した 2点

〔四月普通選挙②〕（①の原因として）農民は穏健共和派に投票した／農民が保守化した 2点

- ・ 社会主義者の敗北と農民を結び付けられていれば加点する

〔四月普通選挙③〕（②の原因として）農民は土地の所有権を失うことを恐れた 2点

〔六月蜂起①〕労働者が六月蜂起（六月暴動）を起こした 2点

- ・ 蜂起の主体が明確でない場合加点しない（例：「パリで六月蜂起が起きた」）

〔六月蜂起②〕（①の原因）労働者が国立作業場の閉鎖／社会主義者の排除に反対した 4点

- ・ これらの政策が六月蜂起の契機となったことが文脈上明らかならば加点

〔六月蜂起③〕（四月普通選挙～六月蜂起以降）政府は保守化した／秩序党が台頭した 2点

\* ルイ＝ナポレオンの権力掌握

〔大統領選挙①〕（1848年12月の）大統領選挙でルイ＝ナポレオンが当選した 4点

- ・ 選挙とナポレオンの大統領就任を直接結び付けられていない記述は2点のみ

例：「1848年にルイ＝ナポレオンが大統領になった」

〔大統領選挙②〕（①の原因）ナポレオンの知名度／名声が民衆の支持を集めた 2点

〔大統領選挙③〕（①の原因）農民の支持を獲得した 2点

〔大統領選挙④〕（①の原因）保守化した政府・議会对に反発する勢力／労働者の支持を獲得した 2点

〔1851年クーデタ①〕（1850年に）秩序党／旧王党派が参政権取得要件を厳格化した 4点

- ・ 「制限選挙に回帰した」といった表現でも可
- ・ 単に「選挙法を改正した」などの表現は2点のみ

〔1851年クーデタ②〕（1851年に）ルイ＝ナポレオンはクーデタを起こした 2点

〔1851年クーデタ③〕（②の動機）①に反対した／男性普通選挙復活を主張した 2点

〔1851年クーデタ④〕大統領への権力集中／クーデタが国民投票で承認された 2点

〔第二帝政成立①〕ルイ＝ナポレオンは皇帝ナポレオン3世として即位した／第二帝政が成立した 2点

- ・ 「ルイ＝ナポレオン」または「ナポレオン3世」どちらかの名前が挙がっていなければ不可

〔第二帝政成立②〕帝政復活／ナポレオン3世の即位は国民投票で承認された 4点

### Ⅲ (50点)

#### 採点基準

(基準の合計 58 点→50 点満点)

\* 日清戦争後の清と立憲派の動向 (基準の合計 31 点→20 点)

〔日清戦争後の清①〕日清戦争で清が敗北した／日清戦争が清の弱体化を露呈した 3 点

〔日清戦争後の清②〕 (日清戦争後に) 列強による中国分割が本格化した 3 点

- 中国に列強が進出したことがわかれば表現は広く許容  
例: 「列強による中国の半植民地化が進行した」「列強は清国内で利権獲得競争に乗り出した」
- 「ロシアが旅順を租借した」「鉄道の敷設権を得た」など例を挙げるだけで抽象化していない記述は 1 点のみ

〔日清戦争後の清③〕 (日清戦争の敗北で) 洋務運動の限界が露呈した 2 点

- 洋務運動を否定する内容であれば表現は広く許容

〔日清戦争後の清④〕立憲派／康有為／梁啓超によって戊戌の変法／変法自強運動が開始された 3 点

〔日清戦争後の清⑤〕戊戌の変法は公羊学の立場で進められた／日本 (明治維新) をモデルにしていた 2 点

〔日清戦争後の清⑥〕 (戊戌の変法で目指されたのは) 立憲君主制／議会制の導入 2 点

〔日清戦争後の清⑦〕 (戊戌の変法で目指されたのは) 古い習俗の廃止／纏足の廃止／教育制度改革 2 点

- 他に「産業の振興」「満州貴族の特権排除」を挙げても可

〔日清戦争後の清⑧〕 (戊戌の変法の) 改革は性急だった／十分な合意がとれていなかった 2 点

〔日清戦争後の清⑨〕保守派／西太后がクーデタを起こした 3 点

- 「クーデタ」は「戊戌の政変」でも可
- 「保守派」に言及がない場合 1 点のみ

〔日清戦争後の清⑩〕 (戊戌の政変で) 光緒帝が幽閉された 2 点

〔日清戦争後の清⑪〕 (戊戌の政変で) 立憲派／康有為／梁啓超が亡命した／海外で活動した 2 点

- 「立憲派が失脚した」などの記述は 1 点のみ

〔亡命後の立憲派の活動①〕立憲派は華僑の支持を集めた 3 点

〔亡命後の立憲派の活動②〕 (梁啓超は) 近代思想を紹介した／啓蒙活動を展開した 2 点

- 具体的な雑誌名 (『新民叢報』) に触れても可

\* 立憲派の主張 (基準の合計 13 点→8 点)

〔立憲派の主張①〕（立憲派は）光緒帝の復権を目指した 3点

- 光緒帝を擁立しようとしたことがわかれば表現は広く許容する
- 光緒帝への言及がなく「皇帝主導の政治」などと表現されている場合 1点のみ

〔立憲派の主張②〕（立憲派は）満州人と漢人の共存を目指した 3点

〔立憲派の主張③〕（立憲派は）清朝の支配を維持しようとした 3点

〔立憲派の主張④〕（立憲派は）立憲君主制の導入を目指した 2点

- 〔日清戦争後の清⑥〕で加点した場合この項目では加点しない

〔立憲派の主張⑤〕（立憲派は）革命は列強の干渉を招くと主張した 2点

\* 義和団事件後の清（基準の合計 20 点→10 点）

〔義和団事件①〕（清朝は）義和団事件の際に列強と戦い敗北した 3点

- 清が義和団事件で外国に敗れたことがわかれば表現は広く許容  
例：「清は義和団事件で 8 か国連合軍に敗北した」「清は義和団に味方したが 8 か国共同出兵を受け敗れた」

〔義和団事件②〕（清朝は）北京議定書で列強と講和した／賠償金を支払った／外国軍の北京駐屯を認めた 2点

〔光緒新政①〕（義和団事件後）光緒新政が始まった 3点

〔光緒新政②〕（光緒新政で行われたのは）科擧の廃止 2点

〔光緒新政③〕（光緒新政で行われたのは）憲法大綱の発表 2点

〔光緒新政④〕（光緒新政で行われたのは）国会開設の公約 2点

〔光緒新政⑤〕（光緒新政で目指されたものとして）軍隊の西洋化／行政改革／教育改革 2点

〔光緒新政⑥〕日本への留学がさかんになった／日本に留学生が多く派遣された 2点

- 日本への言及がない場合には 1点のみ

〔光緒新政⑦〕留学生は革命思想の影響を受けた／革命思想を支持した 2点

\* 革命派の動向（基準の合計 22 点→12 点）

〔革命運動の興り①〕孫文が興中会を結成した 3点

- 孫文に言及がない場合は不可

〔革命運動の興り②〕興中会はハワイで結成された／興中会は秘密結社だった 2点

〔革命運動の興り③〕興中会は華僑を中心に結成された／革命派は華僑の支持を得た 2点

〔革命運動の興り④〕（孫文は）武装蜂起に失敗した 2点

〔革命派の動向①〕（その他の団体として）光復会／華興会が結成された 2点

〔革命派の動向②〕革命派によって中国同盟会が結成された 2点

- 中国同盟会が革命派側の団体だと読み取れない場合不可

〔革命派の動向③〕中国同盟会は革命団体が統合して結成された 2点

- 革命団体が「統合」「集結」したなどのニュアンスがなければ不可

〔革命派の動向④〕 中国同盟会は東京で結成された 2点

〔革命派の動向⑤〕 (中国同盟会は機関紙として) 『民報』を発行した 3点

〔革命派の動向⑥〕 (中国同盟会は) 孫文を総理／指導者に選んだ 2点

\* 革命派の主張 (基準の合計 11点→8点)

〔革命派の主張①〕 (中国同盟会／革命派は) 三民主義／四大綱領を掲げた 2点

〔革命派の主張②〕 (革命派は) 満州人による漢人支配を批判した 3点

- 満州人による漢人支配を批判していることがわかれば文章Bと類似した表現でも可  
例: 「革命派は満州人が漢人を奴隷のように扱っているとして非難した」

〔革命派の主張③〕 (革命派は) 共和国建設を目指した 3点

- 「清朝／満州人政権の打倒を目指した」は1点のみ
- 単に「政権打倒」では加点しない

〔革命派の主張④〕 (革命や共和国建設の主体は) 漢人であるべきと主張した 3点